平成３０年（フ）第８７７号
北海道恵庭市福住町３丁目４番９　（新世アパート203号）
債務者　佐川　恒道
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２号
北海道苫前郡苫前町字苫前153番地
債務者　今野　政勝
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第２７号
福島県南会津郡只見町大字大倉字広田面1487番地の２、前住所福島県いわき市小名浜岡小名字台ノ上42番地の４　松竹コーポ
債務者　渡部　弘樹
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
岐阜県多治見市根本町12丁目20番地の６
債務者　池田かおる
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１５２号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地16棟401号
債務者　小野寺　純
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１０３号
愛知県碧南市伊勢町１丁目９番地　レジデンスマルヨＡ棟103号
債務者　高木フエルナンドこと　ＬＵＣＩＡＮＩ　ＮＵＮＥＳ　ＴＡＫＡＫＩ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
愛知県碧南市伊勢町１丁目９番地　レジデンスマルヨＡ棟103号
債務者　ＭＡＴＳＵＮＯ　ＲＥＮＡＴＡ　ＬＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７４号
愛知県豊田市今町１丁目40番地３　トレンディー青葉Ⅱ　201号
債務者　杉山　　茂
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
三重県松阪市久保町1855番地1285　ドーミトーリィＤＯＩ207
債務者　米田　祐樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１７２９号
大阪市港区夕凪１丁目９番10号　トワイライト夕凪　302号
債務者　坂口　慶祐
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１９号
大阪府守口市外島町２番２―805号
債務者　田上しのぶ
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７２号
大阪府吹田市垂水町３丁目１番７号　（Ｇ３―21）
債務者　河本奈央可
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９５５号
大阪市天王寺区空清町１番９号　ミレニアムステート601号
債務者　Ｙｏｇａ　Ｇａｒｄｅｎ　Ｐｌａｃｅ　こと　髙橋　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９０号
大阪市浪速区恵美須西３丁目12番12号　幸マンション　402号
債務者　田嶋眞知子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２７９号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番６―202号
債務者　寺尾かすみ
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８２号
大阪市平野区加美東４丁目14番２号　井上ハイツ404号
債務者　藤木　道雄
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部